

令和8年産米の作付制限等の対象地域

令和8年産の 米の取扱い	対象地域	
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">作付制限</div> 立入が制限されており、 作付・営農は不可	南相馬市	帰還困難区域
	富岡町	帰還困難区域（平成30年3月9日に認定された特定復興再生拠点区域は除く）
	大熊町	帰還困難区域（平成29年11月10日に認定された特定復興再生拠点区域は除く）
	双葉町	帰還困難区域（平成29年9月15日に認定された特定復興再生拠点区域は除く）
	浪江町	帰還困難区域（平成29年12月22日に認定された特定復興再生拠点区域は除く）
	葛尾村	帰還困難区域（平成30年5月11日に認定された特定復興再生拠点区域は除く）
	飯館村	帰還困難区域（平成30年4月20日に認定された特定復興再生拠点区域は除く）
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">農地保全・試験栽培</div> 営農が制限されており、 除染後農地の保安全管理や市 町村の管理の下で試験栽培 を実施	双葉町	平成25年5月7日付け指示により設定された避難指示解除準備区域 ^{※1}
	浪江町	帰還困難区域のうち、平成29年12月22日に認定された特定復興再生拠点区域 （室原地区、津島地区に限る）
	飯館村	帰還困難区域のうち、平成30年4月20日に認定された特定復興再生拠点区域 （環境省が行う「再生利用実証事業」の実施地区の1工区に限る ^{※2} ）
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">作付再開準備</div> 管理計画を策定し、作付 再開に向けた実証栽培を 実施	双葉町	帰還困難区域のうち、平成29年9月15日に認定された特定復興再生拠点区域
	浪江町	帰還困難区域のうち、平成29年12月22日に認定された特定復興再生拠点区域 （末森地区に限る）
	飯館村	帰還困難区域のうち、平成30年4月20日に認定された特定復興再生拠点区域 （環境省が行う「再生利用実証事業」の実施地区の2～4工区に限る）
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">全量生産出荷管理</div> 管理計画を策定し、全 てのほ場で吸収抑制対策等 を実施、もれなく検査（全 量管理・全袋検査）し、順 次出荷	飯館村	帰還困難区域のうち、平成30年4月20日に認定された特定復興再生拠点区域 （環境省が行う「再生利用実証事業」の実施地区は除く）
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">全戸生産出荷管理</div> 農家単位で吸収抑制対策 を徹底した上で検査（全 袋検査）し、順次出荷	葛尾村	帰還困難区域のうち、平成30年5月11日に認定された特定復興再生拠点区域 （野行地区に限る）

※1 双葉町の避難指示解除準備区域については、管理計画に基づく試験栽培は行わない。

※2 飯館村で環境省が行う「再生利用実証事業」の実施地区の1工区については、管理計画に基づく試験栽培は行わない。